

先住民への 遺骨返還は セカイの流れだ。

シンポジウム「さまよえる遺骨たち Part3」

【日時】 2013年4月20日(土曜日)13:15~15:45

【会場】 札幌市教育文化会館(札幌市中央区北1条西13丁目)

【主催】 北大開示文書研究会

【後援】 少数民族懇談会

さっぽろ自由学校「遊」

日本キリスト教団北海教区アイヌ民族情報センター

平和・人権と民主主義を守る民衆史掘りおこし北海道連絡会

強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム

【プログラム】

ご挨拶 清水裕二さん(北大開示文書研究会共同代表)

報告1 小田博志さん(北海道大学大学院文学研究科准教授)
「ドイツにおける遺骨返還の状況
／倫理にかなった遺骨返還とは」(60分)

報告2 市川守弘さん(弁護士)
「アメリカにおける遺骨返還を巡る問題」(15分)

報告3 植木哲也さん(苫小牧駒澤大学国際文化学部教授)
「イギリスの状況」(15分)

休憩

発言1 城野口ユリさん(アイヌ遺骨返還訴訟原告、少数民族懇談会副会長)

発言2 小川隆吉さん(同、北大アイヌ人骨台帳開示請求人)

報告4 「遺骨返還請求訴訟の経過」市川守弘さん(原告代理人)

質疑 司会・殿平善彦さん(北大開示文書研究会共同代表)

提案 シンポジウム声明文



ドイツにおける 遺骨返還の状況

倫理にかなった遺骨返還とは

小田博志 北海道大学

①

シンポジウム「さまよえる遺骨たち
Part3」 2013年4月20日

ドイツにおける遺骨返還の状況：
倫理にかなった遺骨返還とは

小田博志

北海道大学大学院文学研究科

②

本日のお話

I ベルリン医科大学による遺骨返還の事例

2011年9月ベルリンで20体の頭骨がナミビアの
代表団に返還された。それはどういう遺骨で、い
かに返還されたのか？

II 倫理にかなった遺骨返還とは

ベルリン医大の返還から私たちは何を学べる
だろうか？倫理にかなった先住民族の遺骨返還
とはどのようなものだろうか？

③

I ベルリン医科大学による遺骨返還の事例

④

ベルリン医大遺骨返還式典



シャルリテ・ベルリン医科大学で、2011年9月30日
に、20体の遺骨が、ナミビアからの代表団（73名）
に返還された。それはどういう遺骨で、どのように
返還されたのか？

⑤

シャルリテ・ベルリン医科大学



シャルリテ=慈善
ヨーロッパ有数の医学部・病院
1710年：ベスト病院として設立
1810年：ベルリン大学創立に伴
い医学部・付属病院に
1946年：東ドイツでフンボルト
大学医学部・付属病院に
1997年：ベルリン自由大学医学
部と融合
2003年：シャルリテ・ベルリン医
科大学と改称

⑥

シャルリテの医学者

ルドルフ・ヴィルヒョウ、
ロベルト・コッホら医学史の
重要人物を輩出

森林太郎（鷗外）、北里柴三
郎、小金井良精ら明治の医学
者が留学



ルドルフ・ヴィルヒョウ (1821-1902)



森林太郎（鷗外） (1862-1922)

おだ・ひろし さん

北海道大学大学院文学研究科准教授。専門は文化人類学、平和研究。『エスノグラフィー入門—〈現場〉を質的研究する』（春秋社、2010年）、『アイヌモシリと平和—〈北海道〉を平和学する!』（越田清和編、法律文化社、2012年）などの著書がある。

⑦

なぜベルリンにあったのか？



研究室のヴィルヒョウ

ルドルフ・ヴィルヒョウの時代から始まり、数千体から一万体を超えると推計される人骨が、解剖学・人類学研究のために世界中からベルリンに集められた。

⑧

返還されたナミビアの20体は、どのような遺骨だったのか？



⑨

ナミビア (旧 南西アフリカ)



面積：日本の約2.2倍
人口：228万人
民族：ヘレロ人、ナマ人、ダマラ人、サン人、オバンボ人、ドイツ人など多様
歴史：
1884年：ドイツ領南西アフリカ
1915年：南アフリカによる占領
1990年：ナミビア共和国独立

⑩

ヘレロ・ナマ戦争



鎖につながれたヘレロ人捕虜 (1904年)

1904年のヘレロ人による武装蜂起。
ドイツ人将軍フォン・トロータによる「絶滅命令」。
続くナマ人の蜂起。
ヘレロ人・ナマ人捕虜を強制収容所に入れ、強制労働に就かせた。
戦闘、飢餓、強制収容などによりヘレロ人の8割（約6万5千人）、ナマ人の5割（約1万人）が命を落とした。「20世紀最初のジェノサイド」

⑪

シャークアイランド強制収容所



1905-06年のシャークアイランド



ナマ人チーフの追悼碑

1905年から07年までヘレロ人とナマ人の囚人が収容された。囚人は鉄道建設などの強制労働に就かされた。1906年から07年までに収容された2014人の内1359人が劣悪な環境により死亡（死亡率67%）。今日、被害者の子孫が2007年に建てた追悼碑が1つあるのみ。

⑫

植民地からドイツに送られる先住民遺体



ヘレロ人頭骨を箱に詰めるドイツ植民地軍人（当時の絵葉書）



今回返還された20体の内の1体。ヘレロ人の頭骨。1907年にバーテルスに送られた。

「20体の内18体はシャークアイランド強制収容所で死亡し、ドイツ人医師によって頭部が切除され、ホルマリン漬けされて、ベルリンの解剖学者バーテルスに送られた。」（シャリテ調査結果要旨）

13

植民地ジェノサイドにドイツはどのように対応してきたのか？

1990：ヘレロ人チーフ・リリアコによる対ドイツ賠償請求

2004：ヘレロ蜂起100周年式典で、ヴィーチョレク＝ツォイルによる「謝罪」スピーチ

2008：紆余曲折の末、「ナミビア・ドイツ特別イニシアティブ」（2千万ユーロ＝約23億円）が、ヘレロ・ナマ戦争で被害を受けた地域のコミュニティに、開発協力の枠で実施されることに。



ヴィーチョレク＝ツォイル
元経済協力開発大臣（1992-）

14

ヴィーチョレク＝ツォイル大臣（当時）の
ヘレロ蜂起追悼式典スピーチ（2004年8月14日）

ドイツによる残虐行為の認識

「私は残虐行為を痛みをもって自覚しています。ドイツの植民地支配者が19世紀末にあなた方の土地から住民を追放しました。あなた方ヘレロ人の祖先がそれに抵抗したとき、フォン・トロータ將軍の軍隊はあなた方とナマ人に対して絶滅戦争を行ないました。その悪名高い射撃命令において、フォン・トロータ將軍は全ヘレロ人を、女性と子供すら容赦なく、射殺することを命じました。

ヴァーターベルクの1904年の戦いの結果、ヘレロ人の生き残りはオマヘケ砂漠へと追い込まれ、水場に近づくことは妨げられ、飢えと乾きで死んでいきました。

蜂起の結果、生き残ったヘレロ人、ナマ人、ダマラ人は収容所に捕えられ、強制労働に就かされました。その残虐さのため、多くの人が生き残れませんでした。」

15

罪の認識と謝罪

「当時の残虐行為は、今日であれば民族虐殺（ジェノサイド）と呼ばれるであろうものでした。そのためにフォン・トロータ將軍は現代ならば法廷に連行され、有罪判決を受けることでしょう。私たちドイツ人は、歴史的・政治的、道徳・倫理的な責任と、当時のドイツ人が引き起こした罪を認めます。私は、共通する「主の祈り」の下に、私たちの罪の許しをみなさんに請います。」

16

遺骨問題にベルリン医大はどのように対応したのか？

2008：テレビ番組でベルリンとフライブルク収蔵のヘレロ人遺骨について報道／アインホイブル教授がナミビア大使館に遺骨返還の意向を書簡で通知。

2010：遺骨の来歴と歴史的背景を明らかにするため、「シャリテ遺骨プロジェクト（Charité Human Remains Project）」をベルリン医大解剖学センターと医学史博物館合同で開設

2011：20体の遺骨の返還記念式典を主催

2012：遺骨問題をテーマにワークショップを解剖学センターで開催

参考資料A「理事長挨拶」、B「調査結果要旨」



ベルリン医大理事長アイン
ホイブル教授（1947-）

17

アインホイブル教授の遺骨返還式典
（2011年9月30日）における挨拶

歴史認識

「私たちの本日の式典は、ドイツ史の暗い一章に光を当てるものです。歴史家ヘルムート・プレスナーの用語によれば「後発国」として、ドイツが植民地を保有していた歴史は40年間に過ぎません。この植民地史の短さとは関係なく、特にアフリカとアジアの領土での人々に対する過酷な収奪を含む、植民地に対する破壊的な統治において、ドイツ帝国は他のヨーロッパ列強と競い合い、時には他国を凌駕するほどでした。」

18

歴史認識（続き）

「ドイツ帝国史の不名誉な面として突出していることのひとつは、1904年から8年にかけてドイツ領南西アフリカのナマとヘレロの人々に対し行われた絶滅戦争です。この戦争はながらく、第1次世界大戦、および第2次世界大戦のドイツの残虐行為の陰に隠れてきました。しかし近年の歴史学者の研究によって、以下のことが明らかにされています。『20世紀初めにドイツ領南西アフリカで起こったことの多くが、1940年代の出来事の予兆である。ナチの人種戦争のビジョンと並ぶヘレロ人とナマ人に対するジェノサイド、そして東欧への植民、これらは、より大きな現象の別の現れとみなされる。大きな現象とは、人種植民地主義という恐るべき傾向である。』」

19

自己批判

「ここで注目すべきは、政治家、將軍、官僚、大地主だけが、当時の人種植民地主義のアクターではなかったことです。私自身科学者として、そして医者として、自分が専攻する分野の研究者もまた、この初期の形のレイシズムに仕えたことを、痛みをもって認めなければなりません。シャリテの収集物にある先住民族ナマ人とヘレロ人の遺骨は、ベルリン医大ですら白人種の優越性を科学的に示すというまわしい努力に関わっていた証拠です。」

20

反省と謝罪

「理事会はナマとヘレロの人々が被った苦難に関する歴史的責任があることを認めます。確実に遺骨の返還を進めることにより、シャリテは犠牲者への敬意を示すと共に、科学の進歩という倒錯した考えのもとに行なわれた犯罪に対し遺憾の意を表します。

私は皆様とそご先祖に心からの謝罪を申し上げたいと思います。」

②1

ドイツの対応をナミビア側はどう評価しているのか？

2006：ドイツ政府と賠償請求交渉を行なうことを求める動議が、ナミビア国会で全会一致で可決

(従来のドイツ政府による開発援助は、ジェノサイド賠償に当たらないとの認識)

2011：ウィントフーク空港で遺骨帰還式典



カメータ・ビショップ (監督)
(ナミビア共和国ルター派教会)
(1945-)

②2

「アインホイブル教授のスピーチは、誠意のあるものだった。同じ姿勢をドイツ政府にも期待した。そのスピーチには内容があり、かつ不正が行なわれたことを明確に示すものだった。・・・今回の遺骨の返還は、ドイツ政府の心の変化、キリスト教風に言うと「悔い改め」をもたらすべきものだったが、(罪を認めると賠償請求の件で、法的に不利になるとの警戒心から) そうはならなかった。」
(2013年3月26日の報告者とのインタビューより)

②3

II 倫理にかなった遺骨返還とは

②4

ベルリンと北海道で何が違うのか

- ・ベルリン医大だけでなく、ドイツ政府も関わっている
- ・ナミビア代表団の中には、遺骨返還を、ドイツ政府に対するジェノサイドへの賠償請求と結びつける人たちがいた
- ・ナミビアとの外交関係の中で遺骨返還が行なわれた

②5

ベルリンと北海道で何が共通しているのか

- ・レイシズムに基づく人骨研究という歴史的背景
- ・解剖学者・人類学者による人骨研究への関与
-ベルリンでは解剖学教室が当事者意識をもって、主体的に取り組んでいる
- ・ベルリンを舞台にした、日独の研究者の人脈的つながり

②6

ベルリンの事例から何が学べるのか

- (1) 「痛み」に基づいた言葉と責任
- (2) 人骨研究の歴史的背景の認識と反省
- (3) 遺骨返還を、脱植民地化という大きい文脈に位置づけること

②7

(1) 「痛み」に基づいた言葉と責任

- ・「私自身科学者として、そして医者として、自分が専攻する分野の研究者もまた、この初期の形のレイシズムに仕えたことを、痛みをもって認めなければなりません」(アインホイブル教授)
- ・「私は残虐行為を痛みをもって自覚しています」(ヴィーチヨレク=ツォイル元大臣)
- ・相手が被った「痛み」と、自分の側(ドイツ、研究)がかつてその相手の側に行なった不正(ジェノサイド、人骨研究)を認める「痛み」。これらを受け入れ、そこから責任が自覚されている。その言葉が相手の心に届いた。

②8

(2) 人骨研究の歴史的背景の認識と反省

ベルリン医大において、当時の人骨研究は、レイシズム(人種主義)に基づいた「疑似(えせ)科学」であったこと、そして人種主義科学がナチズムに影響を与え、ホロコースト(ユダヤ人などの大量虐殺)の思想的背景になったことが認識され、反省されている。

29 何のための人骨研究だったのか？

- ・レイシズム（人種主義）を前提にした研究が行なわれた。
- ・返還された20の頭骨のうち、18体に対して行なわれた研究は、アフリカ人の顔の筋肉はヨーロッパ人のそれよりも未発達であることを明らかにしようとするもので、「人種主義的な疑似科学」であった。（調査結果要旨）
- ・「私自身科学者として、そして医者として、自分が専攻する分野の研究者もまた、・・・レイシズムに仕えたことを、痛みをもって認めなければなりません。シャリテの収集物にある先住民族ナマ人とヘレロ人の遺骨は、ベルリン医大ですら白人種の優越性を科学的に示すといういまわしい努力に関わっていた証拠です。」（アインホイブル教授）

30 国際人骨流通ネットワーク

先住民族の遺骨の問題を調べていくと、19世紀末から20世紀初頭にかけて、国際的な人骨流通のネットワークがあったのではないかと仮説が立てられる。

植民地当局、海軍軍人、植民地医師らが植民地において人骨を宗主国に発送し、解剖学者・人類学者を中心とする研究者がそれを受け取った。解剖学者・人類学者同士で互いに、ときには国境を越えて「人骨標本」の授受も行なわれたようだ。

このネットワークの解明は今後の課題。

31 ベルリン・コネクション

当時のベルリンは、集積された人骨の数（数千から1万体重以上と推測されている）からいって、この人骨流通のひとつの中心だったと思われる。

さらにベルリンは「人骨研究者」を輩出し、国際的な人脈を形成した。東大の小金井良精(1859-1944)は、ベルリンのヴァルダイヤー教授(1836-1921)のもとに留学した。

北大の児玉作左衛門(1895-1970)のチューリヒ留学時の指導教授（モノコフ）の師（ヒツツイヒ）の師はベルリンのルドルフ・ヴィルヒョウだった。

32 植民地主義とナチズムとの連続性

ナチズムは突如現れたのではない。ホロコースト（ユダヤ人などの大量虐殺）に行き着いたナチスのレイシズム政策に関して、一連の医学者・科学者が後盾となった。レイシズムはナチスの発明ではなく、帝国主義の時代に植民地の他者との接触を通して形成された。ジェノサイド、強制収容所などは植民地期アフリカにおいてすでに実行されていた。

植民地期とナチズムとを結びつける重要な人物がオイゲン・フィッシャー（1874-1967：解剖学者・人類学者・人種（民族）衛生学者）。植民地期南西アフリカで研究をし、先住民族の遺体をドイツに送らせ、ナチス期にはニュルンベルク人種法制定に影響を与え、ベルリン大学学長を務めた。

33 (3) 遺骨返還を、脱植民地化という大きい文脈に位置づけること

- ・脱植民地化とは、現在にも続く植民地主義とレイシズム（人種主義）の影響を解決し、その被害を受けた先住民族と出会い直すということ。
- ・遺骨問題とその返還は、この脱植民地化という大きい歴史的文脈の中で捉える必要がある。
- ・先住民族の遺骨問題は、研究機関にとって、植民地主義の転（くびき）から脱し、先住民族との新しい関係性を実現するためのチャンス。

34 先住民族からの収奪と研究

「先住民族を定義する特性とは、外から侵入する住民によって収奪されている状態」（テッサ・モーリス＝鈴木『辺境から眺める—アイヌが経験する近代』206ページ、2000年）

植民地支配の中で、先住民族は土地を、資源を、自然を、文化を、人を奪われてきた。そして差別と貧困に苦しむことになった。この過程を一言でいうと「収奪」である。その後盾になったのが、レイシズム（人種主義）であった。言い換えると、相手を「同じ人間でない」とみなすことで収奪が可能となった。

研究者もまたこの収奪に加わった：

(1) 研究の名のもとに人種主義理論を形成・権威付けすることで、(2) また、先住民族を一方的に「研究対象」とみなして、その遺骨と文化財とを奪うことで。

35 収奪型研究から、対話的關係性へ

研究の脱植民地化とは、この収奪型の研究を根本から問い直し、新しい対話的關係性を築いていくこと。

ここで言う対話的關係性とは、「研究」や「科学」の価値を一方的に押し付けるのではなく、相手の声を聴き、相手から学び、相手へと還元する研究のあり方。その出発点としてまず行なうべきは、奪ったものを返すこと。

「理事会はナマとヘレロの人々が被った苦難に関する歴史的責任があることを認めます。確実に遺骨の返還を進めることにより、シャリテは犠牲者への敬意を示すと共に、科学の進歩という倒錯した考えのもとに行なわれた犯罪に対し遺憾の意を表します。」（アインホイブル理事長）

36 まとめ：倫理にかなった遺骨返還とは

- ・倫理とは相手の声、特に“痛み”を聴くことから始まる
 - 他者の声を受け入れ、自己を変えることもいとわぬ柔軟性
- ・対立ではなく対話的關係性が前提となる
- ・責任ある立場の者が、誠実さと透明性をもって対応する
- ・歴史的背景を踏まえ、脱植民地化の文脈に位置づける
- ・相手の文化を尊重する
- ・研究は人間のためにあるのであって、人間が研究のためにあるのではない。人間に痛みを与える研究は非倫理的であり、それが行なわれたとすれば反省し姿勢を改める
- ・研究者として行なうべきは、歴史的背景の解明
- ・教育者として行なうべきは、倫理的な姿勢を学生に、そして社会に示すこと

ナミビアへの遺骨返還式典における シャリテ・ベルリン医科大学理事長 アインホイプル教授の挨拶(2011年9月30日)

(来賓への呼びかけ省略)

みなさまがベルリンにいられたことを、このシャリテの伝統あるキャンパスにおいて心より歓迎いたします。私は来賓名簿の全てのお名前を読み上げ申したいところですが、そのリストがたいへん長いため、そうできないことをお許しください。また私が発音を間違えたかもしれないこともご容赦ください。この歴史的な行事が可能となりましたのは、ナミビア大使館のみなさんとの数年間の重要な協働のおかげです。そのことに心より感謝いたします。本日の共同ホストであるドイツ外務省が、ドイツ側から連絡と組織とをリードしてくださいました。特別の感謝を申し上げます。

私たちの本日の式典は、ドイツ史の暗い一章に光を当てるものです。歴史家ヘルムート・プレスナーの用語によれば「後発国」として、ドイツが植民地を保有していた歴史は40年間に過ぎません。この植民地史の短さとは関係なく、特にアフリカとアジアの領土での人々に対する過酷な収奪を含む、植民地に対する破壊的な統治において、ドイツ帝国は他のヨーロッパ列強と競い合い、時には他国を凌駕するほどでした。

ドイツ帝国史の不名誉な面として突出していることのひとつは、1904年から08年にかけてドイツ領南西アフリカのナマとヘレロの人々に対し行われた絶滅戦争です。この戦争はながらく、第一次世界大戦、および第二次世界大戦のドイツ

の残虐行為の陰に隠れてきました。しかし近年の歴史学者の研究によって、以下のことが明らかにされています。「20世紀初めにドイツ領南西アフリカで起こったことの多くが、1940年代の出来事の予兆である。ナチの人種戦争のビジョンと並ぶヘレロ人とナマ人に対するジェノサイド、そして東欧への植民、これらは、より大きな現象の別の現れとみなされる。大きな現象とは、人種植民地主義という恐るべき傾向である」¹

ここで注目すべきは、政治家、将軍、官僚、大地主だけが、当時の人種植民地主義のアクターではなかったことです。私自身、科学者として、そして医者として、自分が専攻する分野の研究者もまた、この初期の形のレイシズムに仕えたことを、痛みをもって認めなければなりません。シャリテの収集物にある先住民ナマ人とヘレロ人の遺骨は、ベルリン医大ですら白人種の優越性を科学的に示すといういまわしい努力に関わっていた証拠です。

弁護する視点に立てば、そのような科学的レイシズムは同時代の研究者に共通のものだったから仕方ないと言えるかもしれません。私はそれをまったくの言い訳だと思います。すべての研究機関が、すなわちシャリテもまた、保管する遺骨の歴史を綿密かつ包み隠さず分析するという課題を担わなければならない。私はそう確信しております。

解剖学者でありリベラルな政治家ルドルフ・ヴィルヒョウは、近代シャ

リテの創設の父の一人でありますが、1848年にはすでに医学が社会医学であり、政治とはスケールを広げた医学だと述べています。人種、宗教、政治信条に関わりなく、医学は公平な社会と人類のために貢献する責任があると明言しているのです。²

私たちの今日の式典に際し、シャリテ理事会はこのルドルフ・ヴィルヒョウの遺産を強調いたします。ナミビアの頭骨の来歴の全てを明らかにするにいたっておりませんが、理事会はナマとヘレロの人々が被った苦難に関する歴史的責任があることを認めます。確実に遺骨の返還を進めることにより、シャリテは犠牲者への敬意を示すと共に、科学の進歩という倒錯した考えのもとに行なわれた犯罪に対し遺憾の意を表します。

私は皆様とそのご先祖に心からの謝罪を申し上げたいと思います。

犠牲者に敬意を示し、そして不正な行ないへの悲しみをもって、私は皆さんに1分間の黙禱を呼びかけます。

¹ David Olusoga et al. (2010): The Kaiser's Holocaust. Germany's Forgotten Genocide and the Colonial Roots of Nazism, London, p. 361.

² Rudolf von Virchow (1848): Der Armenarzt, Die medicinische Reform 18, 125

(翻訳 小田博志)

シャリテ・ベルリン医科大学 遺骨調査結果要旨

2011年9月30日、シャリテはナミビア起源の頭骨20体を、ナミビアからの代表団に公式に引き渡した。旧ベルリン大学解剖学教室（現シャリテ解剖学センター）のコレクションに属していた20の頭骨に関する調査結果を、われわれは以下に要約する。より詳しい情報は、各頭骨に関する書類に記載している。

われわれの調査は、シャリテの人類学コレクションの頭骨から始まった。その最初の目的はこれらの標本の来歴をできるだけ確実に解明することであった。この調査はまだ完了していない。さらに頭骨に関連する記録は常に正確とは限らず、世界大戦の間に部分的に失われており、また植民地期の情報を包括して管理する中央機関もしくは文書館がドイツに存在しない。これらのために、ナミビアからドイツへこれまで送られた全ての遺骨の運命を再構成することはおそらく不可能であろう。よってわれわれは、ナミビアに送還された頭骨の20人の運命について、われわれが知っている範囲で述べることができるのみである。

これらの人たちの内、9人がヘレロ、11人がナマである。4人が女性、15人が男性、また1人はおよそ4歳の男子である。ほとんどが20から40歳であった。

これらの遺骨がどのようにベルリンに来たのか？

ヘレロの頭骨の内2体について、われわれにわかっているのは、それ

らが収集家アルトゥール・フォン・グヴィナー（Arthur von Gwinner）からハンス・ヴィルヒョウ（Hans Virchow：ベルリンの解剖学者、高名なルドルフ・ヴィルヒョウの息子）に与えられたことと、ハンス・ヴィルヒョウが、これら2頭骨が「ヘレロが崩壊した時期に由来する」と述べていることである。これまでのところ、これら2体がドイツに送られた状況を明らかにできていない。

残る18の頭骨について、それら全てがシャークアイランドの囚人収容所で1905年から07年の間に死亡した人々のものだということがわかっていく。これらの死者はドイツ植民地の医師により、おそらくはシャークアイランドの第12野戦病院（Feldlazarett XII）で解剖された。彼らの頭は切除され、ホルマリン液の中で保存された。それから全ての頭がパウル・バーテルス（Paul Bartels：ベルリンの人類学者・解剖学者）に送られた。彼が指導する博士課程の学生クリスティアン・フェッツァー（Christian Fetzer）とハインリヒ・ツァイドラー（Heinrich Zeidler）と共に、バーテルスはこれらの標本の顔の筋肉の研究を行なった。この研究の後、おそらく1913年ごろ、軟組織が取り除かれて、乾燥された頭骨がベルリン大学解剖学教室の人類学コレクションに組み入れられた。

これら18例とは対照的に、コレクションに収められた他の頭骨のほとんどは、ホルマリン漬けではな

く、乾燥頭骨としてヨーロッパに送られたと思われる。

捕えられた現地の女性がガラス片を使って頭部から肉を除去させられたとの衝撃的な証言があるが、これら18の頭骨にあてはまらない。このことは、他の事例についてそれが真実であることを除外するものではない。

これらはどのような人物だったか？

残念なことに、われわれの手元には、これらの頭骨と特定の人物とを結びつけることができる名前や他の証拠がない。当時の研究者は、民族集団に関心を抱いても、個人には関心をもっていなかった。つまり研究者にとって、名前や個人の歴史を知ることが重要でなかった。時に、ドイツに送られる遺骨に名前が添付されることがあったが、これらの事例にはあたらない。

これらの遺骨にどのような研究が行なわれたのか？

ベルリンのパウル・バーテルスに送られた頭部は、顔の筋肉の研究のために使われた。この研究は、進化に関して、アフリカ人の顔の筋肉はヨーロッパ人のそれよりも未発達であることを明らかにしようとするものであった。これは明らかに人種主義的な疑似科学であった。1920年代にこれら20体を含む人類学的頭骨コレクションは、異なった集団の頭骨を比較するためにも使われた。現在のところわれわれに言える

のは、これら 20 の頭骨はその後研究には使われず、またナチ科学者によっても使われなかったということである。

脳はどうなったのか？

今日頭骨において見て取ることができるのは、移送のいずれかの時点でほとんどのものが開かれて、脳が除去されたことである。このことは歴史的出版物によって裏づけられる。ナミビアにおいて脳が除去されたということもいくつかの（全てではない）事例について確認される。けれども除去された脳の痕跡が、われわれのコレクションにおいても、カタログにおいても、歴史的文献においても存在しない。それゆえ、なんのために脳が除去され、それら脳の標本に何が起こったのかわれわれにはわからない。

「ドイツ領南西アフリカ」からの他の頭骨と脳に関する研究報告があるが、それらの標本はコレクションから失われている。これら脳に関する研究は、既に述べた筋肉の研究と同じく人種主義的な性質のものであった。

残りの体の部位はどうなったのか？

頭骨（およびいくつかの事例では付随する脊髄）の他の骨は、われわれのコレクションに存在しない。頭部のみベルリンに送られたことが歴史的出版物で確認されるので、他の人体部位はシャークアイランド近郊で埋められたと仮定しなければなら

ない。

彼らの死因は何か？

当時の出版物ではシャークアイランドからの 18 人は「病気で」死亡したと述べられている。われわれの頭骨調査から言えることは限られている。6 例（ナマ 3 例、ヘレロ 3 例）について、われわれは壊血病（ビタミン C 欠乏、すなわち栄養失調で起こる病気）の痕跡を発見した。当時の文献でもシャークアイランドで壊血病が蔓延していたことが確認される。この病気はもちろん囚人収容所の劣悪な条件の結果である。飢餓や衰弱のような他の結果も考えられるが、頭骨調査ではそれを確認できないし、また除外することもできない。

これら頭骨には身体暴力の跡は見られないが、これによって暴行死を除外することはできない。

これら頭骨の来歴を特定するためにどのような調査方法が用いられたのか？

われわれはふたつのアプローチを用いた。ひとつは関連する情報を得るために、カタログ（目録）、公文書、当時の出版物などを調べる歴史調査である。他方で、われわれは頭骨を観察して、そこに記入された文字や貼られたラベルを読み取り、性別、年齢、病気や暴力の痕跡を探し、そしてこれらの頭骨が当時の出版物における頭骨の記載と合うかどうかを明らかにしようとした。最後に、われわれはヘレロ民族に特殊な歯の加

工の跡を探した。

ナミビア起源の遺骨がいくつかドイツにあるのか？

何体の頭骨（および他の人骨）が現在のナミビア地域からヨーロッパに送られたのかわれわれにはわからない。またいくつかの頭骨がドイツ国内のコレクションに保管されているのかもわからない。コレクションが多様（例えば博物館、大学、民間人によって所有されている）であり、かつこれらのコレクションを統括管理する中央機関が存在しないため、数の確定が難しい。

シャリテは現在も自身のコレクションを調査しており、ナミビアに由来すると思われる他の頭骨の来歴を調査中である。それらがナミビアから来たことが十分に確実だとわかれば、われわれはそれをナミビア大使館に伝えるつもりである。

（翻訳 小田博志）

アンドレアス・ヴィンケルマン博士
(Dr. Andreas Winkelmann)、シャリ
テ遺骨プロジェクト共同代表
ウェブサイトおよび連絡先
<http://anatomie.charite.de/index.php?id=29385>
または
http://anatomie.charite.de/geschichte/human_remains_projekt/



アメリカにおける 遺骨返還を巡る問題

市川守弘 弁護士

1 アメリカにおける遺骨及び副葬品収集の歴史

American Indians and the Law
(Bruce Duthu 著) から

ア 研究者による盗掘

19世紀、政府の助成を受けた「研究者」がインディアンの墓をあばき、首を切り離して持ち去った。

目的は、「インディアンは白人と比べて知的に遅れた者であることを証明し、滅び行く民族であることを確認するため」であった。

イ 民間人による盗掘

経済的利益のため、またインディアンに対する敵意、倒錯した愛好家のため、等のために盗掘された。

当時の白人社会の一般的なインディアンに対する軽蔑感が根底にあった、とされている。

ウ ジェロニモの例（アパッチの伝説的人物）

エール大学の秘密組織「頭蓋骨と骨の髄」(the Skull and Bones)はオクラホマ（フォートシル）にあったジェロニモの墓をあばき頭蓋骨を持ち去り、大学の「墓」と称する場所に持ち込んだ。盗掘当時フォートシルにいたプレスコット・ブッシュ

(George W. Bushの祖父で1917年エール大学卒業)を含む秘密組織のメンバーがジェロニモの墓をあばき、頭蓋骨を持ち去ったということであった。この情報は、サンカルロスアパッチ(the San Carlos Apache tribe)が80年代中ごろになって、匿名の秘密組織メンバーから得た。最近まで、この行為は学生らの悪ふざけとしてされていたが、この秘密メンバーが1918年に書かれた手紙が発見され、それには盗掘したのはこの秘密組織とK nightと呼ばれる盗掘者で行なわれたこと、頭蓋骨だけでなく大腿骨や鞍の一部も掘り出されていたことが分かった。

2 1990年連邦法の制定

The Native American Grave Protection and Repatriation Act (先住民墓地の保護と返還法)

ア 遺骨、副葬品の通商、輸送、販売の禁止

イ 返還の相手はトライブであるが、トライブは、法的な単位としてのトライブに限らず、インディアンのグループや地域社会 (community) を含み、直系の子孫へも返還。

ウ 調査の義務付け

遺骨、副葬品を管理する連邦職員及び博物館は、目録を作成し、その有する情報に可能な限り基づいて特定をする。

目録の作成と特定は、トライブ政府や宗教リーダーなどとの協議に基づいて完成しなければならない。その期間は5年間とする。

目録作成、特定に当たっての博物館の誠実義務を規定する。

エ この法律制定への背景

80年代以降のインディアンの権限拡大の運動、法廷闘争、多くの支援者(団体)の活動。

オ The Native American Grave Protection and Repatriation Act (先住民墓地の保護と返還法)に関する判例

1996年、コロンビア河岸で9,300年前の人骨が発見された(Kennewick Manと呼ばれる)。この人骨は今までの北アメリカでは全く存在しなかった、コーカサス地方の特徴を有している、と複数の専門家によって報告された。

コロンビア川周辺のインディアントライブ政府はNAGPRAに基づいて所有権を主張し、科学者の研究

いしかわ・もりひろ さん

札幌弁護士会所属。アイヌ遺骨返還請求訴訟原告代理人。『北海道電力〈泊原発〉の問題は何か』（共著、寿郎社、2012年）など著書多数。北大開示文書研究会会員。

結果に反対した。

連邦職員は、法律に従いこの人骨を科学者の手からインディアン・トライブへの返還を決定したため、科学者グループが人骨を取り戻す訴訟を提起した。科学者らは初期の人類がどこから北米に渡ってきたか、初期の北米にいた人類についての極めて重要な情報が明らかになると主張していた。

連邦地裁、連邦高裁は、この人骨と現在のコロンビア川周辺のインディアン・トライブとに関連性を見出せないとして人骨のインディアン・トライブへの引渡しを認めなかった（2004年高裁判決）。

これ以外にも

the National Museum of the American Indian Act

the Archeological Resources Protection Act

などがある。

トライブ

（英）tribe 民族学的には「部族」、法的には「トライブ政府」の意味。主権の単位として「Government」と認められている。



英国の遺骨返還状況

植木哲也 苫小牧駒澤大学

1. これまでの経緯

1980年代：オーストラリアやニュージーランドから返還要求。一部の研究者が遺骨返還の問題を取り上げる。

1999年：Alder Hey 事件

- ・小児病院が小児の心臓を同意なしに大量に保管している事実が判明し、社会問題化。両親からの返還請求。
- ・遺骨に対する先住民族の感情が、Alder Hey の両親たちの気持ちと同様に理解されるようになる。
- ・科学者と返還支持者の論争が活発化。

2000年7月：オーストラリア先住民の遺骨返還に向け、英国首相とオーストラリア首相が共同声明。

2001年5月：英国政府 (Department for Culture, Media and Sport) が遺骨返還に向けたワーキング・グループ (The Working Group on Human Remains) を招集。

2003年11月：ワーキン・グループによるレポート (DCMS2003)。

2004年7月：上記レポートに関する審議会開催 (DCMS2004)。

2004年11月：人体組織法 (Human Tissue Act 2004) 成立。9つの国営博物館に、死後1000年より新しいと考えられる遺骨について、返還の権限を与える。

2005年10月：英国政府が遺骨の扱いに関するガイダンスを刊行 (DCMS2005)。

2006年：大英博物館と自然史博物館がアボリジニの遺骨返還に同意。

2011年：自然史博物館がトレス海峡諸島の先住民族の138の遺骨を返還の報道。

2. ガイダンス (Guidance for the Care of Human Remains in Museums) の概要

○このガイダンスは最良の手続きを推奨するものであり、法的強制力はない。

○三部構成

パート1 (法的・倫理的枠組み)

パート2 (遺骨の管理・保存・使用)

パート3 (遺骨の返還請求)

○法的枠組み

・人体組織法2004：人体組織の扱い (DNA分析を含む) を規定。事前承諾を求める。

・すでに保管中の人体組織、輸入された人体組織、100年以上の古い人体組織は適用外となるため、博物館の遺骨の多くについて別のガイダンスが必要となる。

・イングランドおよびウェールズの法律は、人体や人体組織に対する財産権 (所有権) を認めていない。したがって、これにもとづく返還請求は困難である。

○倫理的枠組み

・手続き上の原則 (義務)：厳格さ；清廉潔白さ；感受性と文化的理解力；個人と共同体の尊重；責任あるコミュニケーション・公開性・透明性；公正さ

・倫理的な原則：苦痛を与えない；考えの多様性の尊重；科学の価値の尊重；連帯；善意

3. 遺骨返還請求に関するガイダンス

3.1 序文 / 3.2 背景

うえき・てつや さん

苫小牧駒澤大学国際文化学部教授。学術博士。専門は哲学、科学技術社会論。『学問の暴力—アイヌ墓地はなぜあばかれたか』（春風社、2008年）など著書多数。北大開示文書研究会会員。

○前提として踏まえるべきこと
・人骨は知識の進展に貢献する。
・博物館の人骨には、不正に獲得され、個人やコミュニティが深く傷つけられたケースがある。

○返還請求はオープンで公平な対話によって、ケースバイケースで解決されるべきである。

○費用の問題が返還を拒否する理由となるべきでない。

3.3 手続きのガイダンス（モデル・ケース）

3.3.1 返還の申し出

○公的に受理し、責任者を明確にし、請求内容を明確にする。プロセスを公開する。

3.3.2 証拠集め

○請求者の立場と遺骨との連続性

・系譜上の子孫

(genealogical descendants)：子孫に返還されないのは例外的ケースである。

・文化的共同体

(cultural community)：請求者の共同体と遺骨の属す共同体との考え

方・慣習・文化の連続性が一般に求められる。

・国家

○遺骨の文化的・精神的・宗教的意義（重要だが必要ではない）、遺骨の年代、どのように持ち出されたか（19世紀から20世紀にかけて、遺族や共同体の意に反して持ち出された遺骨が存在する）、博物館等における遺骨の保存状態・法的権限、遺骨の科学的・教育的・歴史的価値、これまでの遺骨の用いられ方、返還後の遺骨の扱い方、遺骨の記録、返還以外の可能性、由来国の政策、前例。

3.3.3 総合と分析：すべての証拠を総合し、適切な規準にもとづき、公開された持続的な対話を行なうべきである。倫理的・法的枠組みにしたがって証拠を分析する。最も重要な段階。

3.3.4 意見聴取（必要であれば）

3.3.5 決定：機関としての公的決定、報告書の作成。

3.3.6 アクション：決定プロセスの記録・保存、請求者への通知、理

由の説明、反論の機会の提供、実行への具体的手続きの明確化。

4. 参考文献

DCMS 2003: The Report of the Working Group on Human Remains

DCMS 2004: Care of Historic Human Remains; a Consultation on the Report of the Working Group on Human Remains

DCMS 2005: Guidance for the Care of Human Remains in Museums

Jenkins, Tiffany 2011: Contesting Human Remains in Museum Collections; The Crisis of Cultural Authority, Routledge

井上悠輔 2004「展示・陳列される人体」の返還をめぐる議論の意味するもの—人体組織の管理に関するイギリスでの議論から」『医療・生命と倫理・社会』第3号、大阪大学大学院医学系研究科・医の倫理学教室、78-89

宇都木伸 2002：「人体由来試料を医学研究等に使用する際の社会的・倫理的問題についての研究」『第9回ヘルスリサーチフォーラム』、ファイザーヘルスリサーチ振興財団、142-8

日本政府はアイヌ民族の遺骨を どうしようとしているのか

アイヌ政策推進会議
第10回「アイヌ政策推進作業部会」
(2013年2月22日)の議事録から

■一昨年6月の象徴空間作業部会の報告においては、アイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては各大学等において返還し、遺族等への返還の目的が立たないものについては、国が主導して象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮すること、集約に際しては地元の理解を得るように努めること、集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得ながら研究に寄与することを可能とすること、といった方針が示されたところ。

これを踏まえ、文部科学省において、大学等におけるアイヌ人骨の保管状況を把握するため、昨年末まで全国の大学を対象に調査を実施している。現時点で11大学から保管している旨の回答が寄せられているが、記述内容に統一性がとれていない部分などもあり、現在文部科学省において回答内容を精査中。次回の作業部会において経過を報告できればと考えている。

また、昨年9月に、3名の方が人骨の返還を求めて北海道大学を提訴しており、現在、訴訟係属中となっている。

こういった状況を踏まえて、今後返還・集約に向けて更に具体的な検討をしていくに当たっての基本的な考え方について御議論いただきたいと考えている。

一点目は、人骨の返還・集約を進めるに当たっては、**アイヌの人々の意向を最大限尊重**するという。国はアイヌの多数の人々の意に反して、無理に象徴空間へ集約したり研究利用を強行するというつもりでこのプロジェクトを進めているわけではない。人骨問題については、アイヌの方々の中にも多様な意見が存在するように思われる状況があるが、可能な限り多くの方々に御納得いただけるよう、丁寧に説明していく必要があると考えている。

二点目は、**アイヌの人々が返還を求め人骨については、象徴空間への集約後も含めて、最大限返還する**ということ。返還は、十分な情報提供のもと、アイヌの方々からの申請によることが基本になると考えている。手続には十

分時間をかけるとともに、象徴空間への集約後であっても、求めがあれば返還に対応できるようにする必要がある。象徴空間への集約後の人骨について、当分の間、返還手続に備えて適切に保管しておく必要がある。

三点目は、返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、**遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避け**ること。現在の裁判例によると、遺骨の所有権は本来的には祭祀承継者に帰属することになっている。そうすると、**本来の祭祀承継者以外の方々、例えばそのお墓を管理していない親族の方あるいは地域のアイヌ関係団体の方々に返還する場合、返還後に祭祀承継者から返還を求められる可能性がある点に注意をしなければならない**という趣旨である。また、文化財に一部指定されている副葬品などについては、帰属する地方公共団体との調整を要するものである。論点としては、本来の祭祀承継者以外の方々、例えば地域のアイヌ関係団体に遺骨を返還することについてどう考えるか、ということが挙げられる。

四点目は、**遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする**ということ。各大学が保管している遺骨に関連する副葬品のうち、個々の遺骨と一対一で対応する、つまり、この遺骨と一緒に納められていた副葬品であることが明らか場合には、遺骨を返還する場合には共に返還し、遺骨が象徴空間への集約対象となる場合には共に移管するというの。また、遺骨との対応関係は明らかでないが、掘り出された遺骨と一緒にあった副葬品であることがわかっている場合については、他の遺骨と共に象徴空間に移管して慰霊施設で保管することが基本ではないかと考えている。また、一般的に副葬品とされる事物であっても、各大学が保管している遺骨との関係が明らかでないものについては、これらの手続の対象とはしないということと考えている。

五点目は、各大学等で対応に差異が出ないように、**政府において返還手続に**

関するガイドラインを作成し、各大学等に御協力いただくということ。

六点目は、返還・集約に先立ち、**適切でない保管状況の人骨がもしあれば、その大学等に対して速やかな改善を促す**ということ。

これらの基本的な考え方を踏まえて、個人が特定できる人骨については、返還手続に関するガイドラインの検討に速やかに着手し、平成25年度のできるだけ早い時期に返還に着手できるように進めていきたいと考えている。個人が特定できない人骨、おそらくはこちらのほうが大半になるかと思われるが、これらについてもできるだけ早期に返還に着手できるよう、集約の在り方についての検討と並行して検討を進めていきたいと考えている。

■11大学から回答があったとのことだが、大学名はわかるのか。

■回答内容を精査中のため、この場での個々の大学名の公表は差し控えていただくが、以前からアイヌ人骨を保有していると知られている大学に加えて、例えば数体だけ保有しているのではないかと大学が一部追加されたという感じである。

■氏名はわかるのか。説明では大半はわからないと言われていたが、そう理解してよいのか。

■そういう状況だと伺っている。

■返還の話が出ているが、**氏名がわからないのでは返し方がない**。

■祭祀承継者以外の方、例えば地域のアイヌ団体の方への返還をどう考えるかということに関わるが、例えばある地域から出てきた人骨であることはわかっているが個人が特定できない場合に、その地域に返還するということが適当か。個人が特定できないものは象徴空間に集約するのか。考え方によって帰趨が変わってくる。

■文化財に認定されている副葬品等については、帰属する地方公共団体と調整することのだが、どういった副葬品の話をしているのか。お墓から一緒に出てきたから副葬品というのではないか。

■例えば男性の墓の場合だと刀剣を一

緒に副葬するといった事例があるが、お墓から掘り出されたわけではない刀剣も当然ある。後者については、一般的に副葬品とされる事物であっても、対象とはしないということである。

文化財に認定されている副葬品というのは、実際にお墓から一緒に出てきたものであって、かつ文化財として認定されているものが仮にあったとしたら、それについては文化財関係の手続があり、関係自治体との調整が必要であるという趣旨を注意的に述べたものである。

■文化財に認定されたものの中に、副葬品と思われるものは、おそらくないのではないかと。

■想定される論点、問題点がある意味網羅的に拾ったということであり、実際これに該当するものがあるのかどうかというのはこれから明らかになってくるといふことだと思ふ。

■遺骨と副葬品が同一で保管されているということは、その記録があるということ。その記録を大学が見落としているだけで、どこかに発掘当時の記録があるかもしれない。大学側に資料をもう一度チェックしてもらふ必要もあるだろうし、副葬品から家系をたどれる可能性もある。そのあたりをもう少し掘り下げて調べてほしい。

また、ここには大学で保管されている遺骨しか出ていないけれども、**大学だけではなくて、どこかの資料館や博物館にもアイヌの遺骨があるかもしれない。**

■遺骨と副葬品の対応関係がわかるものは例外的で、副葬品に何らかの情報がついているものはあまりないように聞いている。

■非常に多岐な問題を提起されており、大学からの情報が出てきていないのでわからないところが多いが、個々の大学によってかなり状況が違って、それによってこちら側が考えなければいけないことがたくさんあるのだろうと思ふ。

25年度のできるだけ早い時期に返還するということになると、大学が個別に返還することになる気がするが、

それが**果たして実際に可能かどうかはかなり難しい**と思ふ。人骨が個別になっているところはそうたくさんあるわけではないと思ふし、まとまった状態のものもあるだろうから、それを個体ごとに分けていけるのかという問題もある。

アイヌの骨だと言われていたものが後に和人のものだとわかった例もある。そういうことも考えると、かなり長い期間調査しないと、なかなか返還までは辿り着かないと思ふ。氏名がわかっているものがいくつかあるのでそれは返還しようと先走り、後から問題になるのも心外である。

副葬品については、メモが出てきて、この骨には副葬品があったと書いてあるのだけれども、その副葬品が見つからないというケースはあり得る。最初にしっかりと精査しないと、後で統一がとれなくなると思われる。

■問題の多くは調査結果が出てこないで議論できないので、今の段階では、論点として提示したことについて御意見を頂戴したい。

人骨の返還について、できるだけ多くのアイヌの方々の御意向に沿ってその取扱いを考えていきたいということでもよしいかということが一つ。それから、象徴空間に集約することになったとしても、集約後も継続して人骨及び副葬品の返還を継続するというのもよしいかということ。返還の相手方についても、**基本は個人に返還する方向で考えているけれども、その場合の個人というのは現行法制上の祭祀承継者という考え方でよいのか。**団体とか地域への返還ということもあり得ると考えるかどうか。そして副葬品については、基本的には遺骨と対応関係の明らかなものについては遺骨と同じ扱いにして、そうではないものについてはお墓から出たものという意味で慰霊の対象として扱うということでもよしいのかということ。

大学においてまず返還できるものは返還するとしてはいるけれども、個々の大学がそれぞれの考えに応じて返還するというだけでは混乱が生じ、アイ

ヌの方々にとっても不利益が生ずるおそれがあるので、まず国が統一的なガイドラインをつくって、それにしたがって各大学が極力速やかに返還していくということでもよしいか。それができる体制が整ったことを前提にした上で、25年度の可及的に早い時期から返還し始めるということでもよしいか。論点はおおよそこういうことなのだろうと思ふ。

■**団体に返還して果たしてよいのか。これはよくないと思っているけれども、ただ、1,600体もあるものをいつまでも放っておいてよいのか。大きな人権問題**だと思ふ。何もしていないまま5年が経っている。先住民族と認められて5年が経っているが何もできていない。言葉を躍らせても物事はできない。そうではなくて、実際にやることだと思ふ。何もせずに議論していても始まらない。

■過去に、北大がアイヌ協会の5支部に返還をした。これは、返還を受ける意向があるかどうか、未永くその地域で慰霊ができるかということ踏まえたものだったが、**今思うに、アイヌ協会が御遺族に成り代わっているらと対応していたが、協会員以外の遺族、関係者もいる。**

当時は、地域、コタンに戻すという発想で、そういう経験もなかったのでよかれと思つたが、コタンなのか遺族なのかということ突き詰めていけば、個人ということにならざるを得ないのではないかと。

地元がよいということであれば、むしろ象徴空間に集約していくことが、今後に遺恨を残すようなことにならないのではないかと考えている。

■諸外国の例を見れば、地域や団体に返還するのが原則で、**個人に返還するほうが例外**というか、ほとんど例を見ないくらいである。団体なり地域に返還することができれば、返還できる御遺骨数もふえるということは確かである。

一方で、**地域のアイヌの方々を適正に代表するような組織なり団体をどう構成するのか。アイヌ協会の支部が地**

日本政府はアイヌ民族の遺骨を どうしようとしているのか

域を代表しているといえるか、それなりに地域を代表しているといえるような組織、団体ができたとしても、複数の考え方に基づく競合的請求が出る可能性もある。競合的請求の扱いは非常に難しい。

■先般、アイヌ協会八雲支部の総会に出席した。八雲支部は過去にもアイヌ碑を建てているが、今回、寄付を募って、再度、大きな地震が来ても大丈夫なような碑を建てた。八雲町の皆さんの理解度がすごいと思ったのは、場所が共同墓地の正面であること。北海道のどこに行ってもそんなところはない。そこに13名のアイヌの名前が刻まれている。

そういったことからいくと、博物館などに保管されているアイヌの人骨についても、国の責任で調査して、懇ろに弔っていただきたい。そういった感情は、民族を問わない。お盆になったら墓参りに行くのと同じこと。早急にできることから進めていただきたいと思う。

■現実問題として、かつてあったように、アイヌ協会の支部が大学等に返還を要求することが今後もあり得るだろうか。もしそういうことがあった場合には、その**支部が果たして遺骨の返還を受ける適格を有するかどうかを考えなければいけない**ことになるわけで、おそらく個人以外の返還対象者を考える場合の具体的論点の第一はそれではないかという気がする。

■今までそういう議論をしたことがなく、そういう支部があるかどうかは何とも言えないが、支部として受けるか受けないかは微妙な話である。重大な話になってくる。

■現在、協会として、そういう動きがあるとは認識しておられないということか。

■遺族に成り代わってという形にはなっていない。地域の代表としてその地域を包含しているかといった、先ほど述べられていたことにつながっていく話で、結論を導き出すことはなかなか難しい。

■北大や札幌医大についてはほぼ問題なく整理が進んでいると思うが、他の大学はどうか。適切に保管されているかどうか分からないのだとすれば、北大と札幌医大以外の人骨を当ใดどこかに集約するという方向も考えるべきではないかと思う。

■11大学あるというのは知らなかったが、北大、札幌医大のほか5つの大学に関しては、基本的には適切に保管されていると考えている。

■御指摘のような問題があり得るので、象徴空間ができるまで若干時間がかかるとすれば、その間は大学において改善を図るということは要望せざるを得ない。結論としては、こういう改善を促すということでもよろしいかと思う。まとめると、原則としてアイヌの方々の御意向を踏まえて進めていく。象徴空間への集約後であっても返還すべきものは返還するという体制をつくる。返還に当たっては、個人を原則とせざるを得ないけれども、集団については、なお検討する可能性がないわけではない。実際どうなるかという問題はあろうが、今の段階でその可能性を封ざるべきではないだろう。

副葬品については、基本的に御遺骨との対応関係の有無で取扱いを決めていく。そして何より重要な返還については、まず政府のほうでガイドラインを早急に作成し、それに基づいて大学において返還手続に入る。そして、現時点で個人が特定されていない御遺骨の取扱いについては、早急に法的な問題等を詰めながら、結論を導いていく。

ただ、これらは、以前からある程度議論にはなっていたことでもあって、**実務的な検討が我々の期待していたほどのスピードで進んでいないという印象がある**といわざるをえない。

■今後発掘される人骨の取扱いについては、どのようにお考えか。

■その点については、逆に御意見をお伺いできればと思うのだが、一つの考え方としては、文化財保護法等の現行規定で適切に処理していただくということ。もう一つには、アイヌの遺骨で

ある以上は、すべからく象徴空間に集約すべきだという議論もあり得るかと思う。**現時点でどちらが目指すべき望ましい方向なのか、結論が出ているわけではない。**

■現実的可能性を持った問題ではあるが、おそらくここですぐに議論できる問題ではないと思う。ただ、重要な問題には違いないので、宿題として残させていただく。

■基本的にアイヌの人骨であれば**全て象徴空間に持っていくというのは、すっきりする一つの考え方**だと思う。ただ、返還作業が当然出てくるわけだから、骨をきちんと扱える人がそこにいなければいけない。博物館の機能と関わる問題だが、**人骨を適切に管理できる技術を持つ人間を配置し、返還に関する調査もそこでするというシステムをつくるのがよい**と思う。

■今のことに関連して論点の確認をさせていただくと、集約後の御遺骨のあり方については、土にあったものはできるだけ速やかに土にお返しすべきだという御意見もあるが、こういった返還の可能性を残しておくためには返還できる状態にしておく必要があるので、**直ちに土にお返しするわけにはいかない**ということを御了解いただきたいということ。

それから、返還するということであれば、専門的な取扱いが必要なので、研究とは別の意味でも、専門家が必要であるという御指摘かと思う。

■おっしゃるとおり、象徴空間では、返還のためにいろいろな調査研究をする人が絶対に必要。

■この問題については、次回の部会で文部科学省から報告があると思うので、その場でまた御意見をいただきたい。

.....

文中、文字強調は北大開示文書研究会による。議事録の全文は首相官邸／アイヌ政策推進会議のサイトで公開されています。

北大新報告書を読み解く

『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』(2013年3月)解題

北大開示文書研究会



2013年3月28日、北海道大学が公表した『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』(以下、北大新報告書)は、同大学自身が2年にわたって実施した内部調査の結果をまとめたものです。180ページに及ぶ記述は一見、緻密ですが、けっきょく収蔵の当事者(解剖学第一講座・解剖学第二講座=当時、および医学部)の管理不行き届きを指摘するだけに終わっています。反対に奇しくも浮かび上がってきたのは、北大医学部の非人道的、かつ民族の尊厳を踏みにじる研究姿勢、隠蔽体質、学問(えせ学問も含めて)至上主義が現在も続いている、という残念な事実でした。

1 野帳(フィールド・ノート)

北大新報告書は「発掘現場において野帳(フィールド・ノート)を作成し、それらに基づいて「発掘人骨台帳」を作成していたことを疑う余地はない」と断言しています。ところが続く記述で、「野帳の所在は不詳である」と片付けました。

最も重要な証拠書類を、北大は徹底的に搜索したのでしょうか。たとえば故・児玉作左衛門名誉教授の遺族らに問い合わせたのでしょうか。

2 発掘人骨台帳(原本)

2008年1月、「アイヌ人骨台帳」が北大に残されていることを知った小川隆吉氏は、北大に駆け付けました。面会した林副学長(当時)は、

小川氏の閲覧要求に対して「差別的な記述があるので、外部に出すのは難しい」と回答しました。そこで小川氏は、法律に基づき北大に資料開示を請求しました。しかし北大が開示したのは『アイヌ人骨台帳』と称するワープロで入力された簡単なリスト1点だけ。同氏は「このリストの原本を出せ」と異議を申し立て、墓地から盗掘した副葬品に関する情報の追加開示を請求しました。

同年9月4日、北大は27点の文書を開示しました。「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(写)も含まれていましたが、あちこち欠落が多く、「完全原本」ではありませんでした。

さらに4年が経過した2012年、北大は「事務局のパソコン内にデータが残っていた」として、「第一解剖移管(日高部分)」と称するプリント2枚を小川氏に届けてきました。これまでで最も詳細な内容でした。しかしだれの遺骨かを示す肝心な情報はスミ塗りされていました。

同年9月14日、浦河町内の柵白墓地から持ち去られた遺骨の返還を求めて小川氏、城野口ユリ氏ら遺族3名が北大を提訴しました。北大は争う姿勢を見せ、スミ塗り前の上記プリント2枚を証拠として裁判所に提出しました。各遺骨について死亡日、発掘日、年齢、状態などが記載され「まだ肉が骨に残っている骨もあった」などと生々しい記述もありました。ただ、このリストの原本は明らかにされていません。

5ページ

野帳(フィールド・ノート)の所在は不詳である

解剖学第二講座の発掘人骨台帳の所在は不詳である

6ページ

解剖学第一講座の発掘人骨台帳の所在は不詳である

「アイヌ民族人体骨発掘台帳」は、北海道大学と医学部がアイヌ団体と対応していた1980～1984年頃に、収蔵アイヌ人骨体数、発掘地等を把握する必要上、発掘人骨台帳からアイヌ人骨関係を抜粋複写して医学部が作成した。

11ページ

北海道帝国大学医学部は、1921年4月1日に内科学・外科学・解剖学・生理学・医化学・病理学の6講座で発足した。1922年には解剖学第二・同第三講座等の8講座、1923年には内科学第二・法医学等の6講座、1924年には精神病学等の3講座、1925年には外科学第三講座の増設をみた。北海道帝国大学医学部にとって、アイヌ研究は発足当初から重要な研究テーマであった。

北大新報告書を読み解く

この台帳について、北大新報告書はこう記しています。

- ①発掘人骨台帳（原本）は確かに作成されていた。
- ②北大医学部は2008年1月24日時点で同原本あるいはそのコピーを所持していた（8ページ）。
- ③しかし所在は現在不詳である。

「発掘」は「アイヌの人類学的研究としてなされた重要な研究」であり、収蔵骨は「人類にとって重要な宝」と、当時の（そして現代の）研究者たちはうそぶいていました。しかし、その遺骨がどのコタンのどの墓から、どのような状態で掘り出されたのか、肝心の記録が不詳とは、およそ研究の体をなしていません。入手経緯（盗掘か、合意に基づく発掘か）とは別次元で、果たして墓地発掘が真に不可欠な「研究」だったのか。しかし、そうした点に北大新報告書は一切、触れていません。

また北大医学部は2008年1月24日、「発掘人骨台帳（原本）」にパソコンで手を加えていたと、北大新報告書は指摘しています（②）。小川氏の開示請求時（同年1月17日）、「原本」は医学部にあったのです。ところが小川氏の請求や不服申し立てに対し、医学部はその存在を頑なに隠し続けました。

3 医学部のアイヌ墓地発掘

アイヌ墓地発掘の実態について、北大新報告書が言及しているポイント

をまとめてみましょう。

- ①解剖学第一講座（山崎春雄教授）は1931年に浦河郡、1933年に沙流郡、1934年に旭川市において、それぞれアイヌ墓地を発掘した。
- ②1950年2月24日、解剖学第一講座はアイヌ人骨47体を解剖学第二講座に移管した。
- ③山崎教授は、上記発掘の意図や経緯を記していない。それらにもとづく研究論文もない。
- ④山崎教授は上記発掘に際して、遺族、平取アイヌ、墓地管理者から了解を得ていた、と北大新報告書は考えている（17ページ）。

この「寄贈」は、大学側が「学術研究のため」と遺族や住民を誘導して行なわせた可能性があります。また、開示された移管リストでは、多くの発掘について「詳細不明」とされています。にもかかわらず「遺骨発掘は承諾を得ていた」と書く北大新報告書には、不信感を抱かざるをえません。先を続けましょう。

- ⑤研究を引き継いだ解剖学第二講座（児玉作左衛門教授）は、1934～1938年に八雲町など7カ所でアイヌ墓地を発掘した。
- ⑥7カ所のうち、八雲町・落部村・千島占守島については「所有者の承諾、村の人々の同意、主張からの寄贈があった」と述べている。と同時に、例えば千島占守島に関する児玉教授の証言は、1959年と1969年

17 ページ

1933年10月平取村での発掘は、発掘場所・作業を写したネガフィルムが「医学部解剖学第一講座旧蔵フィルム」《資料37》で残っている（図1、図2）。山崎春雄は、1934年8月15日に執り行われた平村ペンリウク頌徳碑（平取村義経神社境内）除幕式に参加して、祝辞を述べている。図4の写真は、山崎春雄と平村ペンリウク遺族との、さらには平取アイヌとの関係を示唆している。また、先述したように発掘人骨台帳の単頁複写物111～113頁には、被葬者の氏名・年齢・没年月日・埋葬年月日・移住履歴等、被葬者の遺族しか知り得ないような事実を記してある。山崎春雄は、アイヌ墓地発掘・アイヌ人骨収蔵に際して、被葬者の遺族、平取アイヌ、墓地管理者から了解を得ていたと考えられる。

33 ページ

しかしながら、旧アイヌ墓地は土地所有者の「申出」によった、あるいは「諒解」を得たという説明は、問題を含んでいないわけではない。というのも、旧アイヌ墓地から発掘したアイヌ人骨を、誰の先祖と特定することは一般には不可能である。一方で現存するアイヌがいずれかの被葬者の子孫である可能性は高い。児玉作左衛門は、土地所有者がたとえアイヌであっても、土地所有者の「申出」「諒解」で被葬者の子孫の意向のすべてと判断することはできないと承知していた。



とで食い違っている。またそうした「申し出」や「承諾」だけでは遺骨を発掘し持ち帰る理由として不十分だったことを、児玉教授自身も承知していた（33ページ）。

⑦児玉研究室発掘の7カ所のうち、長万部・浦幌・森各町と樺太の発掘経緯は不明である。

発掘経緯が不明であること、地元アイヌの「承諾」などがあったとされるケースも手続きは不十分だったことに、北大新報告書は疑問を呈しています。しかし最終章「総括」では、何らの留保もなくこの時の墓地発掘を正当化しています（113～114ページ）。

児玉研究室による墓地発掘は7カ所だけにとどまりません。

⑧児玉教授はすでに1929年～30年ごろからアイヌ遺骨の蒐集を日高方面で始めていた（11ページ、119ページの注7）。

⑨北大新報告書による遺骨の新しいリストNo665～668は、医学部第二講座が1935年に発掘し「柁臼1-1」～「柁臼1-4」として管理、と記載している。

「柁臼1-1」～「柁臼1-4」と番号で呼ばれる遺骨は、開示文書「アイヌ人骨台帳」にある「柁臼1」に該当し、その備考欄には「昭和10年、児玉教授持参。浦河町字柁臼出土（2体分以上なり）」と記

載されています。つまり「柁臼1」は児玉教授が発掘した「4体」だということが北大新報告書で初めて明らかになりました。

これらの事実からすると、児玉教授が発掘収集した遺骨には、他にも未記録・未公表のものが相当数含まれる、と考えるのが妥当でしょう。

こうした調査結果に対する北大新報告書の姿勢はこんなふうです。

①当時のアイヌ墓地およびアイヌ遺骨発掘の実態に関して、極めておざなりな調査しか行わなかった。

②一部発掘で地元アイヌの承諾などを得ていたこと、刑事手続きに問われていないことなどをもって、客観的裏づけもないまま、アイヌ墓地発掘のすべてに対し「問題はなかった」と結論づけた。

③墓地発掘と同時に収集されたとみられる副葬品について調査・報告をほとんど行わなかった。

④収蔵遺骨および副葬品の保存管理がきわめてずさんだったと指摘しながら、責任者を追求しなかった。

過去の過ちを真摯に検証・反省し、遺族やアイヌ民族に謝罪する姿勢は、残念ながら北大新報告書からは感じられません。「内部調査の限界」とも考えられ、この限界を越えて進むには、アイヌを交えた独立的な市民調査委員会のもとで、公平かつ客観的な調査を再度実施し、事実を解明する必要があるでしょう。

まとめ・市川利美＝北大文書研究会

108ページ

アイヌ納骨堂におさめた後の根本的な問題は、医学部が「アイヌ人骨の収集及びその保存並びに研究等にかかる歴史的経過とその問題」を検証しようとしなかったことである。

117ページ

2010～2012年度に医学部によって、アイヌ人骨を一体毎に照合・確認する作業が初めて行われた。その結果、アイヌ納骨堂内の四肢骨箱には、従来収蔵を確認していなかった豊畑共同墓地発掘の32体、様似海岸発掘の4体が含まれていること、頭蓋骨箱1個に複数の頭蓋骨をおさめたり、四肢骨箱1個に複数の四肢骨をおさめてある例も少なくないことが判明した。一方、古人骨中には、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」に記載がある頭蓋骨、返還したはずの旭川・釧路・厚賀発掘の頭蓋骨等が混在していることが判明した。

いずれの事態も、すべては解剖学第一講座・解剖学第二講座が、発掘当初から収蔵アイヌ人骨の記録を一体毎に正確に作成せず、頭蓋骨・四肢骨を一体化させた保管・管理を行ってなかったことに起因する。また、医学部が1984年にアイヌ納骨堂におさめた際に、両講座の保管現況を確かめずに措置したことも小さくない原因である。

『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』は、北海道大学附属図書館本館で閲覧できます。同図書館＝札幌市北区北8条西5丁目（総合カウンター）☎011-706-3956

記者会見で質問に答える北海道大の三上隆嗣学長(手前)。奥は五木隆俊 疫学学術科長＝札幌市北区で28日、梅田麻衣子撮影



アイヌ遺骨「管理に問題」 北大、調査書公表

盗掘は否定

戦前から戦後にかけてアイヌ遺骨を研究目的で盗掘されたことが、北海道大の調査報告書で明らかになった。盗掘された遺骨は、アイヌ民族のアイヌ語名を記した箱に入れられ、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。

調査は北大医学部を
対象に10年9月から実施
報告書によると、
盗掘された遺骨は、
盗掘者の氏名が記
された箱に入れら
れており、盗掘者
の氏名は、盗掘さ
れた遺骨のアイヌ
語名と一致してい
る。盗掘された遺
骨は、盗掘者の氏
名が記された箱に
入れられていた。盗
掘者の氏名は、盗
掘された遺骨のアイ
ヌ語名と一致して
いる。

北海道新聞2013年3月29日付け朝刊

アイヌ民族遺骨 数百体分が混在

北大、すさん管理認める
北大28日、医学部31年(昭和6年)が
かつて研究目的で取った、当時の疫学
調査で盗掘されたアイヌ遺骨の調査
報告書を公表した。盗掘された遺骨は、
盗掘者の氏名が記された箱に入れら
れており、盗掘者の氏名は、盗掘さ
れた遺骨のアイヌ語名と一致してい
る。盗掘された遺骨は、盗掘者の氏
名が記された箱に入れられていた。盗
掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイ
ヌ語名と一致している。

収蔵するまでの調査であり、アイヌ語名と
盗掘者の氏名を照合し、盗掘者の氏名と
盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致し
ていることが確認された。盗掘された
遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に
入れられていた。盗掘者の氏名は、盗
掘された遺骨のアイヌ語名と一致し
ている。

盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記
された箱に入れられていた。盗掘者の
氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語
名と一致している。盗掘された遺骨
は、盗掘者の氏名が記された箱に入
れられていた。盗掘者の氏名は、盗
掘された遺骨のアイヌ語名と一致し
ている。

おり、研究者の報告書
代理人の市川守弘弁護士(札幌)は、
「盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名
が記された箱に入れられていた。盗
掘者の氏名は、盗掘された遺骨の
アイヌ語名と一致している。」と語
り、盗掘された遺骨は、盗掘者の
氏名が記された箱に入れられていた。
盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨
のアイヌ語名と一致している。

代理人の市川守弘弁護士(札幌)は、
「盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名
が記された箱に入れられていた。盗
掘者の氏名は、盗掘された遺骨の
アイヌ語名と一致している。」と語
り、盗掘された遺骨は、盗掘者の
氏名が記された箱に入れられていた。
盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨
のアイヌ語名と一致している。

朝日新聞2013年3月29日付け朝刊

2013年(平成25年)3月29日 金曜日 13版 道内 34

北大アイヌ民族遺骨 新たに85体確認 ずさん管理あらわ

発掘原本、大半見つからず

学術目的で盗掘されたアイヌ民族の遺骨の調査報告書が、北海道大の調査報告書で明らかになった。盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。

可能な限り、身元調査継続を

盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。盗掘された遺骨は、盗掘者の氏名が記された箱に入れられていた。盗掘者の氏名は、盗掘された遺骨のアイヌ語名と一致している。

北海道大学のアイヌ民族遺骨をめぐる
主な動き
1931年
北大医学部解剖学第一講座の山崎善雄教授が、釧路市白根のアイヌ民族発掘調査を開始。その後、同第二講座の黒川正太郎教授らも道内や日本列島のアイヌ民族人骨を発掘収集。遺骨発掘は72年

シンポジウム

「さまよえる遺骨たち Part3」資料集

発行日 2013年4月20日

発行 北大開示文書研究会

共同代表: 清水裕二、殿平善彦
〒077-0032

北海道留萌市宮園町3-39-8

三浦忠雄方(事務局)

TEL/FAX 0164-43-0128

ororon@jade.plala.or.jp

ゆうちょ銀行振替 02790-1-101119

(c)2013 北大開示文書研究会、All rights reserved.

シンポジウム「さまよえる遺骨たち」(2011年)、「さまよえる遺骨たち Part 2」(2012年)、またアイヌ遺骨返還請求訴訟について、当研究会サイトで詳しい情報をご提供しています。ぜひご利用ください。

<http://hmjk.world.coccan.jp>

このページの新聞記事は、各新聞社の許諾を得て転載しています。